

補助要綱規定事項一覧表

自治体名：田原本町

計画名称：田原本町地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P. 18～P. 22
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P. 29
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P. 38～P. 40
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P. 49, P. 50

令和4年6月 日

## 田原本町地域公共交通活性化協議会

<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>田原本町において、以前は近鉄橿原線、田原本線に加えて、奈良交通の路線バスが運行されていたが2017年を最後にすべての路線バスが廃止されており、町内には交通空白地域が広く存在している。</p> <p>その中で通常タクシー初乗り運賃を助成するタワラモトンタクシー助成制度を導入しており、病院への通院、買い物等における手段として高齢者を中心に、生活において必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>また、制度の持続性の担保と財源の有効な活用という視点を踏まえて、タクシー利用券を必要とする人たちに適切なサービスが提供されるための運用改善策が必要であるため、地域公共交通確保維持事業を活用すること等により、タワラモトンタクシー利用料金助成制度を健全な形で維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>(1) 事業の目標</b>
<p>タワラモトンタクシーの年間利用者数：3,100人 タワラモトンタクシーにおける公的負担額：24,000千円 タワラモトンタクシーの満足度：現況以上（直近の実績45.9%）</p> <p>（田原本町地域公共交通計画 P49 参照）</p>
<b>(2) 事業の効果</b>
<p>タワラモトンタクシー助成制度を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・タワラモトンタクシー助成制度の利用内容の見直しを行う</li><li>・制度を周知するために広報誌やホームページ等を使った情報提供を行う</li></ul> <p>（田原本町地域公共交通計画 P38, P48 参照）</p>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</b>
表1を添付
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>

地域公共交通確保維持事業において利用者負担の軽減を図り、運賃総額のうち基本料金相当分を町が利用者に対し負担する。

R5年度事業においては2400万円を費用総額として見込んでいる。

**【参考】**

R1 負担額 約2,200万円

R2 負担額 約1,900万円

R3 負担額 約2,100万円

**6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法**

- ・利用者アンケートや決算数値等
- ・利用者数や財政負担、満足度について、指標によるモニタリング、評価を実施

**7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要**

**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**

**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**

**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要**

**【地域内フィーダー系統のみ】**

表5を添付。

**11. 車両の取得に係る目的・必要性**

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

**12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果**

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

**13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費**

<b>用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
※該当なし	
<b>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</b> <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
※該当なし	
<b>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</b> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
※該当なし	
<b>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</b> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
<b>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
※該当なし	
<b>18. 協議会の開催状況と主な議論</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年5月27日（第25回）</li> <li>・ 令和3年9月30日（第26回）</li> <li>・ 令和3年12月20日（第27回）</li> <li>・ 令和4年2月18日（第28回）</li> <li>・ 令和4年3月24日（第29回）</li> <li>・ 令和4年5月19日（第30回）</li> <li>・ 令和4年6月24日（第31回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通アンケートの分析結果について</li> <li>タワラモトタクシー助成制度の見直しについて</li> <li>田原本町地域公共交通計画について</li> <li>パブリックコメントの実施について</li> <li>パブリックコメントの結果について</li> <li>交通不便地域の指定申請について</li> <li>地域内フィーダー系統確保維持事業計画認定申請について</li> </ul>
<b>19. 利用者等の意見の反映状況</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民2,000名を対象に公共交通アンケート調査を実施（令和3年1月）</li> <li>・ 地域公共交通計画についてパブリックコメントの募集（令和4年2月）</li> </ul>	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県磯城郡田原本町 890-1

(所 属) 田原本町企画財政課

(氏 名) 太田 勝也

(電 話) 0744-34-2083

(e-mail) seisaku@town.tawaramoto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
田原本町	株式会社サミット 田原本タクシー株式会社 西村タクシー有限会社 有限会社富士	(1) タワラモンタクシー利用料金助成制度		西大和交通圏	往	km	366日	33000回			乗用タクシー	②(2)	地域間交通ネットワー クである近鉄田原本線 黒田駅、西田原本駅、 近鉄橿原線田原本 駅、笠縫駅に接続す る。	②
					復	km								
					往	km								
					復	km								
					往	km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
田原本町	株式会社サミット 田原本タクシー株式会社 西村タクシー有限会社 有限会社富士	(1) タワラモンタクシー利用料金助成制度		西大和交通圏		往 km	365日	33000回			乗用タクシー	②(2)	地域間交通ネットワー クである近鉄田原本線 黒田駅、西田原本駅、 近鉄橿原線田原本 駅、笠縫駅に接続す る。	②
						復 km								
						往 km								
						復 km								
					往 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
田原本町	株式会社サミット 田原本タクシー株式会社 西村タクシー有限公司 有限会社富士	(1) タワラモンタクシー利用料金助成制度		西大和交通圏		往 km	365日	33000回			乗用タクシー	②(2)	地域間交通ネットワー クである近鉄田原本線 黒田駅、西田原本駅、 近鉄橿原線田原本 駅、笠縫駅に接続す る。	②
						復 km								
						往 km								
						復 km								
					往 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
田原本町	株式会社サミット 田原本タクシー株式会社 西村タクシー有限会社 有限会社富士	(1) タワラモンタクシー利用料金助成制度		西大和交通圏		往 km	365日	33000回			乗用タクシー	②(2)	地域間交通ネットワー クである近鉄田原本線 黒田駅、西田原本駅、 近鉄橿原線田原本 駅、笠縫駅に接続す る。	②
						復 km								
						往 km								
						復 km								
					往 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	田原本町
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,381
交通不便地域等	31,716

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,173	28地区	局長指定
31,716	町内全域	局長指定(乗用)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び  
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
田原本町地域公共交通計画	R4.6.14	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

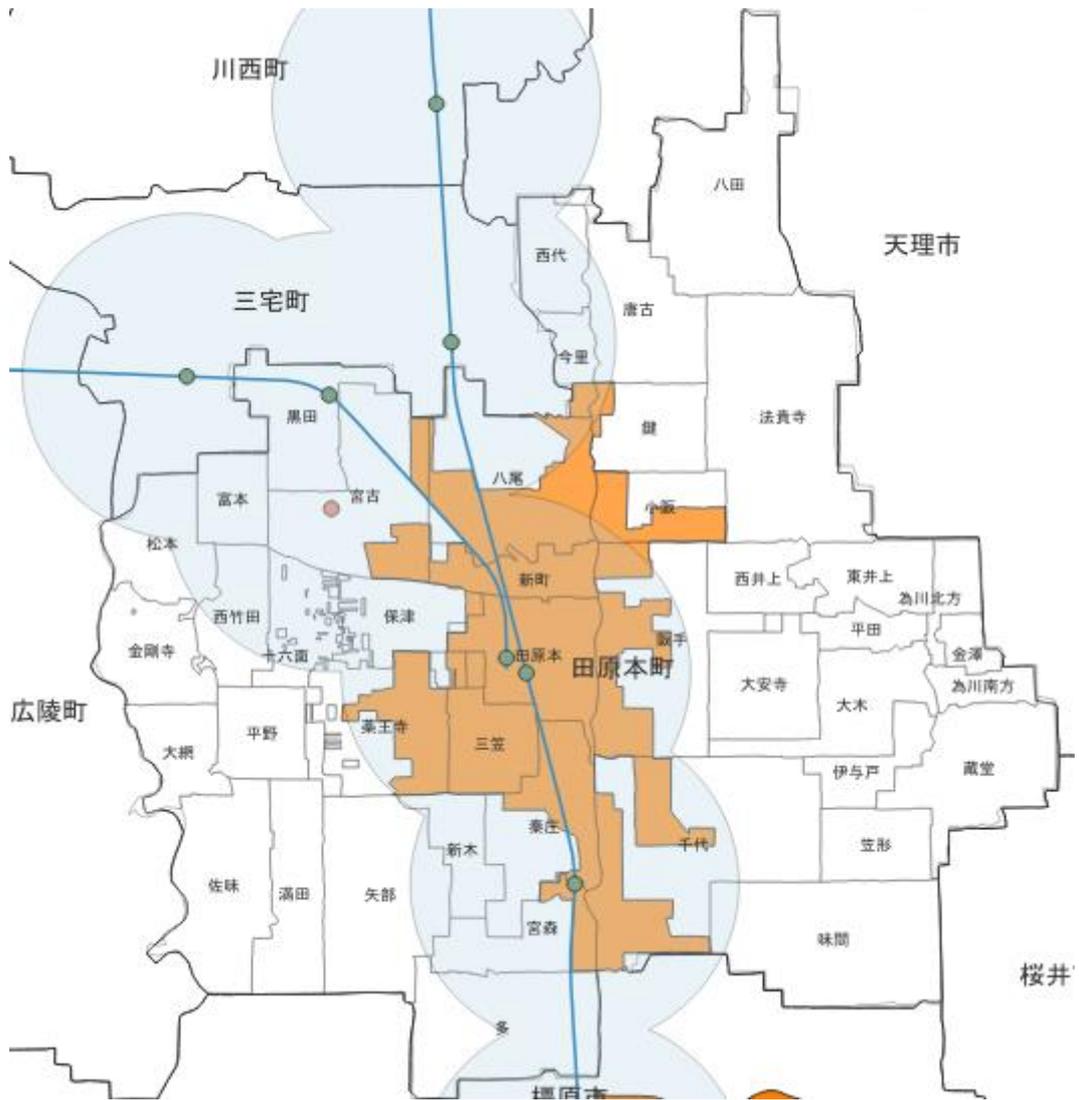


図. 田原本町における人口集中地区と交通不便地域

- 人口集中地区
- 駅・バス停 1km 圏域



- ・ 田原本町内全域が西大和交通圏
- ・ 町内には近鉄4駅（田原本駅、笠縫駅、西田原本駅、黒田駅）の接続ポイント

図. タクシー営業区域及び地域間交通ネットワーク

別表7「リ」の地域の範囲

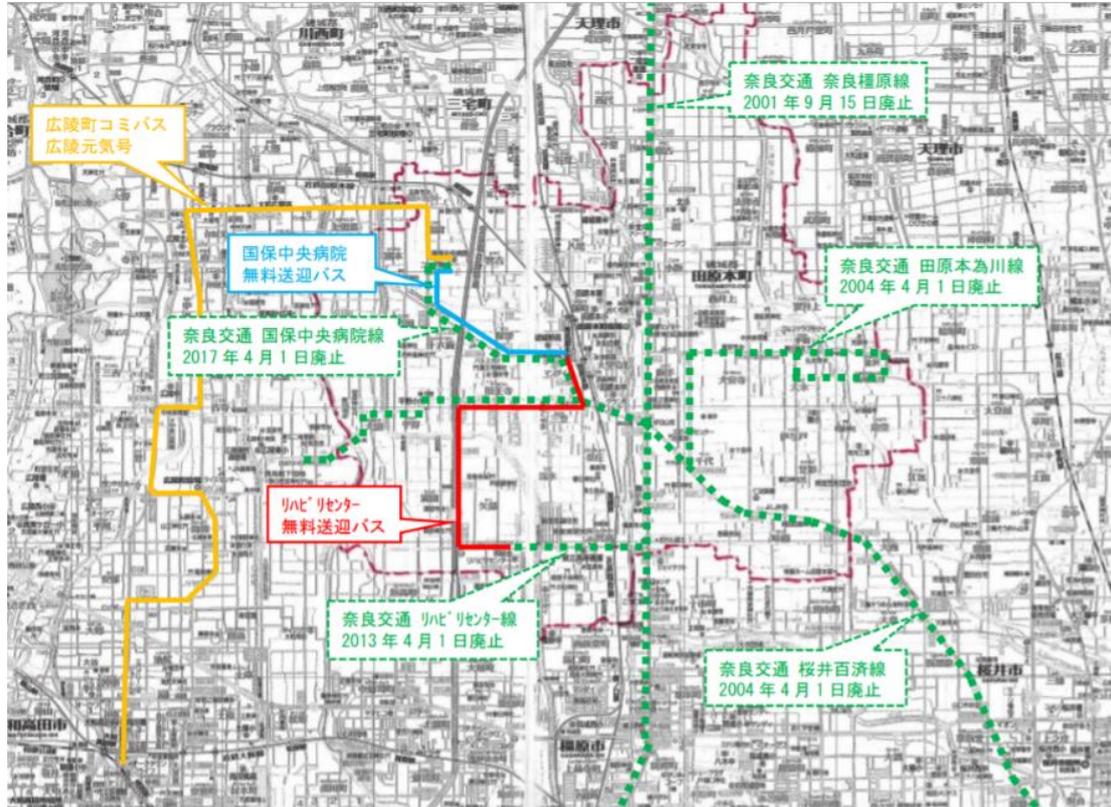


図 田原本町内を走るバス（病院等の送迎バスを含む）と廃止されたバス路線  
廃止されたデマンド型乗合タクシー（もたろう号）は町内全域で実施